

集約都市形成支援事業費補助金交付要綱

平成 25 年 5 月 15 日 国 都 ま ち 第 14 号

国 都 計 第 21 号

国 都 市 第 39 号

国 都 街 第 30 号

国 都 緑 環 第 6 号

国土交通省 都市局長通知

(最終改正 令和 7 年 4 月 1 日)

第 1 条 通則

集約都市形成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年 12 月 21 日付総理府・建設省令第 9 号）及び集約都市形成支援事業制度要綱（平成 25 年 5 月 15 日付国都まち第 13 号、国都計第 20 号、国都市第 38 号、国都街第 29 号、国都緑環第 5 号。以下「制度要綱」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 条 目的

補助金は、制度要綱に基づき実施される集約都市形成支援事業（以下「補助事業」という。）を円滑かつ効果的に実施することを目的として交付する。

第 3 条 補助対象

補助金の交付の対象は、次の各項に掲げる事業の実施に要する経費とする。

1 計画策定支援

次に掲げる計画等の策定（複数市町村が共同で策定する場合を含む）に要する経費。

一 低炭素まちづくり計画

二 立地適正化計画（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）

イ 立地適正化計画に持続可能な都市としてどのような姿を目指すのか記載すること。

ロ 立地適正化計画に人口密度等に関する目標値、財政状況等に関する目標値、公共交通利用者数等に関する目標値、その他定量的な目標値を記載し、期待される効果を定量化して立地適正化計画と併せて公表すること。また、防災指針を策定する場合は、災害リスクを踏まえた居住人口等、定量的な目標値を記載すること。

ハ 立地適正化計画に空きビル、空き店舗、空き家、低未利用地等の既存ストックの活用について記載すること。

ニ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画を作成していない市町村にあつては、当該地域公共交通計画の作成を検討すること。

三 広域的な立地適正化の方針

四 P R E 活用計画

2 コーディネート支援

地方公共団体又は民間事業者等における以下の経費

一 前項に掲げる計画等の策定に係るデータ整備、分析、予測等を通じた説明資料の作成、調査、協議組織の立ち上げ、関係者との協議調整、住民意見聴取及び合意形成等に要する経費

二 コア施設又は誘導施設の移転等に係るまちづくり組織の立ち上げ、まちづくりに係る多様な主体への意識啓発活動、需要予測、人材育成、意見の調整及び合意形成に要する経費

三 地域住民等の集約地域又は居住誘導区域への自発的な移転に関する計画の立案、意見の調整及び合意形成に要する経費

四 低炭素まちづくり計画、立地適正化計画、P R E 活用計画に位置づけられた都市機能・居住機能の誘導施策の推進に向けた施策効果の予測、分析評価、その他の調査及び協議組織の立ち上げ、まちづくりに係る多様な主体への意識啓発活動、人材育成、意見の調整及び合意形成等に要する経費

3 施設の移転促進

施設の移転促進及び移転跡地の緑地等整備に要する以下の経費。ただし、制度要綱第 2 条第十一号のイからハまで及び同条第十二号のイからハまでに掲げる施設の移転については移転後の施設の延べ床面積が 1,000 ㎡以上となる場合、同条第十一号のニ及び同条第十二号のニに掲げる施設の移転については同条第十一号のイからハまで及び同条第十二号のイからハまでに掲げる施設（移転後の施設の延べ床面積が 1,000 ㎡以上となる場合に限る。）と一体的に立地する場合又は同条第十二号のニに掲げる施設の移転については移転後の施設の延べ床面積が 1,000 ㎡以上となる場合（周辺に延べ床面積が 1,000 ㎡以上の同種施設がない場合に限る。）に限る。ただし、人口 10 万人未満かつ人口減少率が 20%以上の地方公共団体については、移転後の施設の延べ床面積である 1,000 ㎡以上を、500 ㎡以上と読み替えるものとする。

一 集約地域外に立地するコア施設の除却処分に要する経費

二 居住誘導区域外に立地する誘導施設の除却処分に要する経費

三 移転跡地の緑地等整備に要する経費

4 建築物跡地等の適正管理等支援

立地適正化計画に跡地等管理区域として位置づけられた、又は位置づけられる見込みの区域における建築物跡地等の適正管理等に必要な以下の経費

一 跡地等の適正管理等に係る方策を検討するための調査検討に要する経費

- 二 跡地等管理等協定を締結した、又は締結する見込みの建築物跡地等の管理のための専門家派遣及び管理上必要な敷地整備に要する経費

5 居住機能の移転促進に向けた調査の支援

立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価に要する経費。（次に掲げる要件を全て満たす場合に限る。）

- 一 立地適正化計画に居住の安全確保に向けた防災指針が定められ、又は定められることが確実であるもの。
- 二 当該防災指針に居住機能の移転の方針が明確に記載されている、又は記載されることが確実であるもの。
- 三 調査対象となる集落等に対して調査を実施することの合意がなされているもの。

第4条 補助金の額

- 1 前条第1項に掲げる事業についての補助金の額は、予算の範囲内において、地方公共団体、市町村都市再生協議会、鉄道沿線まちづくり協議会又はPRE活用協議会が実施する事業で、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の2分の1以内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - 一 人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の地方公共団体については、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費のうち、5,500千円までは国費を充当できるものとし、5,500千円を超えた分については、地方公共団体で負担するものとする。
 - 二 前条第1項第2号に掲げる計画を複数市町村が共同で策定する場合及び第3号に掲げる方針を策定する場合において、前号に該当する地方公共団体を含む場合、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費のうち5,500千円にその地方公共団体の数を乗じた金額までは国費を充当できるものとし、これを超えた分については、超過した金額の2分の1以内までは国費を充当できるものとする。
 - 三 前条第1項第2号に掲げる計画を人口10万人以上の地方公共団体が新たに作成する事業についての補助金の額は、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の3分の1以内とする。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画の見直しの提案と立地適正化計画の作成を一体的に実施する場合においては、2分の1以内とする。
- 2 前条のうち、第2項から第4項までに掲げる事業についての補助金の額は、予算の範囲内において、地方公共団体又は国から直接補助を受ける民間事業者等が実施する事業で、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の2分の1以内とする。
- 3 前条のうち、第2項から第4項までに掲げる事業についての補助金の額は、予算の範囲内において、地方公共団体の補助を受けて民間事業者等が実施する事業で、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費について、当該地方公共団体が民間事業者等へ補助する経費の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する経費の3分の1以内とする。

- 4 前条のうち、第5項に掲げる事業についての補助金の額は、予算の範囲内において、地方公共団体が実施する事業で、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費の2分の1以内とし、一地方公共団体につき上限額を5,000千円とする。

第5条 補助金交付の申請

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式－1による申請書を国土交通大臣（以下「大臣」という。）あてに申請することとし、地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に提出しなければならない。
- 2 国から補助を受けようとする民間事業者等は、前項により申請書を所管地方整備局長等に提出した場合には、速やかに提出した申請書の副本1通を関係する地方公共団体に提出しなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、様式－2の進達書に補助事業者よりの第1項の申請書を添え大臣に提出しなければならない。

第6条 交付決定の通知

- 1 大臣は、前条の規定による申請書の進達があったときは、交付の決定を行い、所管地方整備局長等はその決定を受け、様式－3により補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の交付決定に際して、別表に定める条件その他の補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を附すものとする。
- 3 国から直接補助を受ける民間事業者等は、大臣から前項の通知を受けた場合には、速やかに受理した通知の副本1通を関係する地方公共団体に提出しなければならない。

第7条 申請の取下げ

補助事業者は、法第9条第1項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内に様式－4による申出書を、第5条第1項の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。

第8条 事業変更の承認等

- 1 補助事業者は、補助金の交付決定額の変更、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をするときは、あらかじめ様式－5による申請書を、第5条第1項の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式－6による申請書を、第5条第1項の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなけれ

ばならない。

- 3 国から直接補助を受ける民間事業者等は、前2項により申請書を所管地方整備局長等に提出した場合には、速やかに提出した申請書の副本1通を関係する地方公共団体に提出しなければならない。
- 4 第1項の軽微な変更とは、次の各号に定めるもののうち、補助金の交付決定額の変更を生じないものとする。
 - 一 第3条第1項から第5項までの経費の間の流用
 - 二 補助事業の内容を著しく変更するもの（第3条第3項に係る事業については、施行箇所及び規模の変更のうち、工事の重要な部分に関するもの並びに補助金の交付決定の基礎となった除却等の計画に基づく工事の程度を著しく変更するもの）以外のもの
- 5 所管地方整備局長等は、第5条第3項の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式－7による進達書を提出しなければならない。
- 6 大臣は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ決定の内容を変更し、又は条件を付加することができる。
- 7 所管地方整備局長等は、大臣により前項の変更等を行った場合は、様式－8により補助事業者
に通知するものとする。

第9条 補助事業の完了予定期日の変更

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、様式－9により速やかに報告書を、第5条第1項の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。但し、補助金の繰越を伴わない変更で、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（補助金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日）後6ヶ月以内であるものの変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 所管地方整備局長等は、第5条第3項の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式－10による進達書を提出しなければならない。

第10条 状況報告

- 1 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、所管地方整備局長等の指示があったときは、速やかに様式－11による状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 国から直接補助を受けようとする民間事業者等は、前項により状況報告書を所管地方整備局長等に提出した場合には、速やかに状況報告書の副本1通を関係する地方公共団体に提出しなければならない。

第11条 実績報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれ

- か早い日までに、様式－12 による実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 国から直接補助を受けようとする民間事業者等は、前項により実績報告書を所管地方整備局長等に提出した場合には、速やかに実績報告書の副本 1 通を関係する地方公共団体に提出しなければならない。
 - 3 補助事業の交付決定に係る国の会計年度が終了したときは、当該交付決定の所属会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに、様式－13 による実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
 - 4 補助事業における残存物件等の取扱いについては、令第 4 条の規定、「補助事業等における残存物件等の取扱いについて」（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号）、「都市局所管補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和 45 年 5 月 1 日付け建設省計発第 131 号）及び「都市局所管国庫補助事業等における発生物件の取扱いについて」（昭和 35 年 1 月 7 日付け建設省計発第 7 号）により取扱うものとする。
 - 5 補助事業の完了に伴う残存物件の処理については、精算納付、継続使用とも補助金の額の確定と同時に処理するので、残存物件を継続使用する場合の継続物件継続使用承認申請書は別途提出することなく、第 1 項の実績報告書の提出により申請がなされたものとする。
 - 6 所管地方整備局長等は、第 1 項及び第 3 項の実績報告書を受理したときは、様式－14 により大臣に報告しなければならない。

第 12 条 補助金の額の確定等

- 1 所管地方整備局長等は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、前条第 1 項の実績報告書の書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条に基づく承認をした場合は、その承認を受けた内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額の確定をするときは、様式－15 により確定通知書を補助事業者に交付し、額の確定後様式－16 により大臣に報告しなければならない。
- 2 国から補助を受けようとする民間事業者等は、所管地方整備局長等から前項の確定通知書を受けた場合には、速やかに受理した確定通知書の副本 1 通を関係する地方公共団体に提出しなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を様式－17 により命ずるものとし、前項に併せ様式－16 により大臣に報告しなければならない。
- 4 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第 13 条 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除額が確定したときには、様式－18 により消費税額の

額の確定に伴う報告書を速やかに所管地方整備局長等に提出しなければならない。

- 2 所管地方整備局長等は、前項の報告があったときは、当該消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、大臣に報告しなければならない。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、前条第3項を準用する。

第14条 交付の決定の取消等

- 1 大臣は、第8条第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
 - 一 補助事業者が、令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣又は所管地方整備局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行った場合
 - 四 その他補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 所管地方整備局長等は、大臣により前項の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様式-19により命ずるものとし、様式-20により大臣に報告しなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、第1項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項を準用する。

第15条 財産処分の制限

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、不動産及びその従物、機械及び重要な器具（その取得価格又は効用の増加額が、単価500,000円未満のものを除く。）並びに大臣が特に必要と認めて別に定めるものについては、大臣の承認を受けなければ、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者が法第22条の規定に基づく財産処分を行うときは、様式-21による申請書を所管地方整備局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 所管地方整備局長等は、前項の承認に当たり、必要な場合には、国庫納付等を条件として付すものとする。
- 4 補助事業者が間接補助金の交付決定において、間接補助事業者が間接補助事業により取得等した財産を処分するときは補助事業者の承認を受けべき旨の間接補助条件を付した場合であって、間接補助事業者の財産処分の承認に当たり、返納金の納付を条件とした場合には、補助事業者は所管地方整備局長等に、その旨を報告するものとする。
- 5 補助事業者が間接補助事業者から前項の返納金を収納したときは、当該返納金に係る国庫補助金相当額を国庫に納付するものとする。

第 16 条 概算払等

補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式－22 による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。

第 17 条 補助金の経理

- 1 補助事業者は、補助事業について様式－23 による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。
- 2 補助事業者は前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

第 18 条 間接補助金交付の際付すべき条件

補助事業者（地方公共団体が民間事業者等に対して補助を行う場合の当該地方公共団体に限る。）は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 1 条、第 8 条から第 13 条まで、第 15 条及び第 17 条に準じる条件を付さなければならない。

第 19 条 補助事業者の監督

所管地方整備局長等は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を検査できる。

附 則

第 1 条 施行期日

本要綱は、平成 25 年 5 月 15 日から適用する。

附 則

第 1 条 施行期日

本要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

第 1 条 施行期日

本要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から適用する。

附 則

第 1 条 施行期日

本要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

第 1 条 施行期日

本要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

第1条 施行期日
本要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則
第1条 施行期日
本要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則
第1条 施行期日
本要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則
第1条 施行期日
本要綱は、令和2年9月7日から適用する。

附 則
第1条 施行期日
本要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則
第1条 施行期日
本要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則
第1条 施行期日
本要綱は、令和5年3月31日から適用する。

附 則
第1条 施行期日
本要綱は、令和6年4月1日から適用する。

第2条 経過措置
令和5年度に立地適正化計画の作成に着手している場合には、令和6年度においては、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。

附 則
第1条 施行期日
本要綱は、令和7年4月1日から適用する。

第2条 経過措置
第4条第1項第3号の規定は、令和10年度分の補助金から適用する。

別表

番号	条 件
(1)	補助事業によりコア施設又は誘導施設を除却した土地は、住宅地、商業地等としての活用、あるいは駐車場経営等の営利目的の利用を行ってはならないこと。

(2)	補助事業によりコア施設又は誘導施設を除却した土地は、景観上、安全上、衛生上、良好な状態になるよう整備するとともに、当該土地の所有者、当該土地を行政区域に含む地方公共団体等とを構成員とする管理協定等を締結し、継続的に適正管理すること。
(3)	補助事業によりコア施設又は誘導施設を除却した土地を、譲渡し、交換し、又は担保に供する場合、事前に、地方公共団体及び国から直接補助を受けた民間事業者等においては所管地方整備局長等に対して、地方公共団体から補助を受けた民間事業者等においては当該地方公共団体に対して、土地の譲渡等を予定する者に関する情報を届け出ること。
(4)	当該土地の所有者は、当該譲渡等に係る契約に際して、上記(1)から(3)までの条件を全て附さなければならないこと。